

令和2年9月1日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年9月1日
(2) 事業者の氏名又は名称	関東自動車株式会社（法人番号：5060001001128） 代表者 手塚基文
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県宇都宮市築瀬4-25-5 (佐野営業所) 栃木県佐野市富岡町富岡1643
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和2年7月7日及び令和2年7月21日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年9月8日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年9月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	神奈川中央交通株式会社 (法人番号: 6021001036307) 代表者 堀 康紀
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県平塚市八重咲町6-18 (町田営業所) 東京都町田市野津田町字関ノ上350
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年11月28日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間及び乗務時間の設定違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年12月15日掲載※  
(令和2年9月8日)

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年9月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	東京都（法人番号：8000020130001） 代表者 内藤淳
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都新宿区西新宿2-8-1 (小滝橋自動車営業所杉並支所) 東京都杉並区梅里1-14-22
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和2年7月6日及び令和2年7月13日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

※当該行政処分については令和2年9月8日付で公表すべきものですが、掲載作業に不備があったため公表が遅れたものです。